

障がい児への日常生活用具の給付についてのお知らせ

令和7年4月1日から福岡市障がい児・者日常生活用具給付事業の障がい児に係る所得制限を撤廃しますのでお知らせします。

○対象者

【令和7年3月31日まで】

障がい児及びその保護者の属する世帯の世帯員のいずれかが市町村民税46万円以上の場合、対象外となり全額自己負担

【令和7年4月1日から】

障がい児及びその保護者の属する世帯の世帯員の所得に関わらず対象となり、利用者負担は原則1割。

○世帯の課税状況による自己負担上限額 ※利用者負担は原則、1割

	令和7年3月 31 日まで	令和7年4月1日から
生活保護世帯・非課税世帯	0円	0円
課税世帯 (所得割 46 万円未満)	37,200円	37,200円
課税世帯 (所得割 46 万円以上)	対象外	37,200円

問い合わせ先

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方
各区福祉・介護保険課

	電話番号
東区	645-1067
博多区	419-1079
中央区	718-1100
南区	559-5121
城南区	833-4102
早良区	833-4353
西区	895-7064

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
各区健康課

	電話番号
東区	645-1079
博多区	419-1092
中央区	761-7339
南区	559-5118
城南区	831-4209
早良区	851-6015
西区	895-7074